

28川監公第11号

平成28年11月10日

定期監査の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成28年3月10日付け28川監公第4号及び28川監公第5号で公表した定期監査の結果の報告に基づき、川崎市長、川崎市選挙管理委員会委員長、川崎市代表監査委員及び川崎市人事委員会委員長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 村 田 恭 輔

同 植 村 京 子

同 坂 本 茂

同 織 田 勝 久

28川総行革第448号

平成28年9月30日

川崎市監査委員 村田 恭輔 様

同 植村 京子 様

同 坂本 茂 様

同 織田 勝久 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成28年3月25日付け28川監報第5号で報告の提出がありました定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成27年度第2回定期監査（工事監査）の結果に対する措置状況

1 機器の据付けにおいて耐震性能を確保すべきもの

[指摘の要旨]

川崎富士見球技場のスタンドの新設に伴い、照明設備や放送設備を設置する工事において、自立型分電盤の据付けに当たり、地震時に転倒しないよう、あと施工金属拡張アンカーボルト（以下「アンカーボルト」という。）を用い、床及び壁に固定することとし、そのアンカーボルトの許容引抜荷重が地震時に想定される引抜荷重を上回ることなどを耐震強度計算書で確認していた。

この耐震強度計算書では、おねじ形アンカーボルトの許容引抜荷重が採用されていたが、実際の施工では許容引抜荷重の小さいめねじ形アンカーボルトを使用していたため、アンカーボルトの許容引抜荷重が想定される引抜荷重を下回ることとなり、分電盤の据付けに必要とされる耐震性能が確保されていなかった。

機器の据付工事の監督に当たっては、使用材料の強度に違いがあることを十分に理解し、耐震強度計算書や材料の確認等を適切に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、おねじ形アンカーボルトとめねじ形アンカーボルトの許容引抜荷重が異なることを把握した上で、耐震強度計算書及び使用材料の確認を徹底するよう、関係職員に周知徹底しました。

今後は、機器の据付けについて、適切な監督により耐震性能の確保に努めます。

（工事番号28）（まちづくり局施設整備部電気設備担当）

2 その他改善を要するもの

（1）解体工事に含まれる設備工事の積算を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

給排水設備の切回し等に要する工事費を見積りやカタログ掲載価格により積算する際に、積算基準に定められた精査が十分に行われていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、設備工事の見積り等の精査について積算基準を再確認し、解体工事に伴う設備工事の積算を適切に行うよう、関係職員に周知徹底しました。

今後は、解体工事に含まれる設備工事について適切な積算に努めます。

(工事番号4) (まちづくり局住宅政策部市営住宅建替推進課)

(2) 建設発生土の処分を適切に監督すべきもの

[指摘の要旨]

給水管の布設替え工事により場外に処分する土砂について、設計図書で土砂の搬出先を指定しておらず、また、その搬出先を把握していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、川崎市建設副産物取扱要綱を再確認し、設計図書に建設発生土の搬出先を指定するとともに、監督に当たって搬出先の確認を十分に行うよう、関係職員に周知徹底しました。

今後は、建設発生土の処分について適切な設計及び監督を行うよう努めます。

(工事番号5) (まちづくり局住宅政策部市営住宅建替推進課)

(3) 屋根工事の施工を適切に監督すべきもの

[指摘の要旨]

鉄骨造平屋建ての建築工事で、鋼板製屋根用折板の固定に用いるフレームを設計と異なる方法で下地に取り付けていたことを把握していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、鋼板製屋根用折板の取付方法について公共建築工事標準仕様書等を再確認し、折板屋根の工法を適切に確認するよう、関係職員に周知徹底しました。

今後は、屋根工事の施工について適切な監督を行うよう努めます。

(工事番号13) (まちづくり局施設整備部公共建築担当)

(4) 接合金物の仕様の確認を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

木造平屋建ての建築工事で、一部の接合金物について、設計図書に仕様を明示せず、また、施工時にも仕様を把握していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、公共木造建築工事標準仕様書の接合金物に係る規定を再確認し、設計図書に接合金物の仕様を明示するとともに、使用する接合金物の性能等を適切に確認するよう、関係職員に周知徹底しました。

今後は、接合金物について適切な設計及び監督を行うよう努めます。

(工事番号15) (まちづくり局施設整備部公共建築担当)

(5) 安全対策について適切に監督すべきもの

[指摘の要旨]

雨水取付管の布設にあたり、土砂の崩壊を防止するために必要な土留めが設置されていないことを委託監督員が把握していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、安全対策の実施状況の把握についても十分に留意して委託監督員への指導に当たるよう、関係職員に周知徹底しました。

今後は、安全対策について適切な監督を行うよう努めます。

(工事番号18) (まちづくり局施設整備部公共建築担当)